

肖像等の使用禁止に対する除外認定競技者規定の新旧対照表

新(変更後)	旧(現行)
<p style="text-align: center;">肖像等の使用禁止に対する除外認定競技者規定</p> <p style="text-align: center;">(除外認定競技者)</p> <p>第2条 (第一項削除)</p> <p>除外認定競技者は、オリンピック及び世界水泳選手権大会のメダリスト(短水路世界水泳選手権大会及び競泳のリレーメダリストを除く)で、<u>肖像等の商業的使用が相当と認められる者とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">JOCオフィシャルパートナーシッププログラム除外認定競技者に関する規定</p> <p style="text-align: center;">(除外認定競技者)</p> <p>第2条 本規定の除外認定競技者とは、本連盟と(財)日本オリンピック委員会(以下「JOC」という)との間で締結されたJOCマーケティングに関する覚書にかかわらず、自己の肖像等(動画・静止画・イラスト・サイン・氏名・ニックネーム・似顔絵・手形・足形・声等その個人であることが明確にわかるもの)の使用及びイベント参加、又はこれに類する行為を行うにつき、JOCに管理、統括されない者をいう。</p> <p>2. 除外認定競技者は、オリンピック及び世界水泳選手権大会のメダリスト(短水路世界水泳選手権大会及び競泳のリレーメダリストを除く)で、<u>肖像等を使用して対価を得ることにより、生活を営み又は競技を継続するため必要のある者、ならびに肖像等の商業的使用が相当と認められる者とする。</u></p>

< 変更事由 >

JOCの肖像権を含むマーケティングプログラムの変更に伴う改訂。

以上